

## 保育料（利用者負担）について

## 1 本市の保育料の状況

## (1) 保育所保育料の現状について

## ア 現行の国階層区分（8階層）と市階層区分（21階層）負担率

本市の保育所保育料について、国基準に対する利用者負担率は約58%（軽減率は約42%）となっており、平成20年度から現在まで同額となっています。

このように本市は国基準を下回る水準で保育料を設定しており、その差額は、本市が単独の負担として、年間約4億円を一般財源から支出し、保護者負担の軽減を積極的に図っています。

また、神奈川県内各市の国基準に対する利用者負担率の平均は、約67%（平成24年度）であり、本市は、県内で逗子市に次いで2番目に低い利用者負担率となっています。（県内最高利用者負担率：南足柄市約82%）

平成26年度 秦野市保育園保育料徴収額表

国階層区分 (26年度)		市階層区分 (26年度)		3歳未満児			3歳児以上		
				26年度国基準 A	市徴収額		26年度国基準 C	市徴収額	
					26年度 B	負担率 B/A		26年度 D	負担率 D/C
1	生活保護世帯	A	生活保護世帯	0円	0円	—	0円	0円	—
2	市民税非課税世帯	B	市民税非課税世帯	9,000	0	0.0%	6,000	0	0.0%
3	市民税非課税世帯	C-1	市民税均等割世帯	19,500	6,500	33.3%	16,500	4,500	27.3%
		C-2	市民税所得割世帯		8,500	43.6%		6,200	37.6%
4	40,000円未満	D-1	所得税 1,699円以下	30,000	9,900	33.0%	27,000	8,000	29.6%
		D-2	1,700円～8,299円		11,300	37.7%		9,100	33.7%
		D-3	8,300円～16,499円		13,100	43.7%		11,300	41.9%
		D-4	16,500円～32,999円		15,500	51.7%		13,700	50.7%
		D-5	33,000円～49,499円		20,500	68.3%		18,200	67.4%
5	40,000円以上 103,000円未満	D-6	49,500円～68,399円	44,500	24,500	55.1%	41,500	23,000	55.4%
		D-7	68,400円～85,499円		30,400	68.3%		23,600	56.9%
		D-8	85,500円～102,599円		33,300	74.8%		24,300	58.6%
		D-9	102,600円～186,899円		35,900	80.7%		24,600	59.3%
6	103,000円以上 413,000円未満	D-10	186,900円～213,599円	61,000	38,800	63.6%	58,000	25,000	43.1%
		D-11	213,600円～266,999円		42,000	68.9%		25,400	43.8%
		D-12	267,000円～320,399円		46,000	75.4%		25,500	44.0%
		D-13	320,400円～364,899円		48,200	79.0%		25,800	44.5%
		D-14	364,900円～453,899円		53,600	87.9%		26,000	44.8%
7	413,000円以上 734,000円未満	D-15	453,900円～560,699円	80,000	58,200	72.8%	77,000	26,300	34.2%
		D-16	560,700円～622,999円		62,100	77.6%		26,300	34.2%
		D-17	623,000円以上		65,500	81.9%		26,300	34.2%
8	734,000円以上			104,000	65,500	63.0%	101,000	26,300	26.0%
						60.0%			41.3%

(ア) 3歳未満児で国基準に対し市徴収額の利用者負担率は、60.0%

(イ) 3歳以上児の利用者負担率は、41.3%

(2) 現行保育料について

ア 徴収基準表改正：平成20年9月5日条例第20号、但し徴収基準表は、平成20年4月1日まで遡って適用

(3) 保育料の財政負担

(公立及び私立の在園児数・名)

	H26. 4. 1 保育所在園児	国基準との差 (市財政負担)
2号計	1,159	279,434 千円
3号計	712	116,219 千円
合計	1,871	395,653 千円

(ア) 2号 1名当たり 約241,100円/年

(イ) 3号 1名当たり 約163,229円/年

(ウ) 合計 1名当たり 約211,466円/年

(4) 県内各自治体の保育所保育料軽減率 (H24 横須賀市調べ)

(%)

自治体名	保育料軽減率	自治体名	保育料軽減率
川崎市	28.75	三浦市	23.37
横須賀市	28.43	秦野市	42.22
平塚市	33.98	厚木市	41.20
鎌倉市	39.22	大和市	31.44
藤沢市	29.21	伊勢原市	32.94
小田原市	28.90	海老名市	33.95
茅ヶ崎市	28.00	座間市	36.03
逗子市	45.46	南足柄市	17.51
相模原市	28.07	綾瀬市	36.44

※ 横浜市は未回答

(ア) 県下18市(横浜市を除く)平均 32.51%

(イ) 秦野市は、逗子市(45.46%)に次ぎ2番目の軽減率

(5) 私立幼稚園等就園奨励費補助事業

ア	平成25年度決算額	56,073,960円
	(ア) 市独自補助金	3,398,600円
	(イ) 国庫補助対象	52,675,360円
	a 市財政負担	39,707,360円
	b 国庫補助金額	12,968,000円 (24.62%)

【参考】

平成25年度幼稚園、保育園就園者実績

公立幼稚園（4～5才）

私立幼稚園（3～5才）

保育所（0～5才）

	種別（施設数）	在園児数 (H25.5.1現在・名)	財政負担 (H25決算額)
幼稚園	公立幼稚園（14）	1,366	460,732千円
	（うちこども園、4）	（279）	
	私立幼稚園（市内、2）（1）	396	42,897千円 就園奨励費
	私立幼稚園（市外、18）	421	
保育所	公立保育所（市内、5）	508	584,814千円
	公立保育所（市外、12）	17	
	民間保育所（市内、14）	1,261	424,529千円
	民間保育所（市外、27）	38	

## 新制度施行に伴う利用者負担の考え方

### 1 国における利用者負担の考え方

- (1) 新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める（応能負担）こととされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である本市が定めることとなる。
- (2) 所得に応じた負担を求めるため、所得階層による区分を設定し、その区分は市町村民税額を基に行う。（保育認定を受ける子どもの利用者負担の階層区分については、**所得税額から市町村民税への変更**となる。）
- (3) 国が示したイメージは、国が定める水準（国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付けとなるもの）であり、現行の私立施設の保育料設定を基礎として、以下の要素を基に設定されたものである。
  - ア 教育標準時間認定（1号給付）を受ける子どもについては、現行の幼稚園就園奨励費補助金を考慮して、利用者が現在負担している利用料で設定されている。（平均保育料から就園奨励費補助金を控除したもの。）
  - イ 保育認定（2・3号給付）を受ける子どもについては、現行の保育所運営費による保育料設定を考慮して設定されている。（現行の徴収金基準額表のとおり。）
- (4) 保育短時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本に、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定する。
- (5) 国が定める水準については、1号給付、2・3号給付それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準としている。

#### ① 教育標準時間認定（1号認定）の子どもの利用者負担の国のイメージ

階層区分	推定年収	利用者負担
① 生活保護世帯	—	0円
② 市民税非課税世帯（市民税所得割非課税世帯含む）	～270万円	9,100円
③ 市民税所得割課税額 77,100円以下	～360万円	16,100円
④ 市民税所得割課税額 211,200円以下	～680万円	20,500円
⑤ 市民税所得割課税額 211,200円以上	680万円～	25,700円

② 保育認定3歳以上（2号認定）の子どもの利用者負担の国のイメージ

階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
① 生活保護世帯	0円	0円
② 市民税非課税世帯	6,000円	6,000円
③ 所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円
④ 所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円
⑤ 所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円
⑥ 所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円
⑦ 所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円
⑧ 所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円

③ 保育認定3歳未満（3号認定）の子どもの利用者負担の国のイメージ

階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
① 生活保護世帯		0円
② 市民税非課税世帯	9,000円	9,000円
③ 所得割課税額 48,600円未満	19,500円	19,500円
④ 所得割課税額 97,000円未満	30,000円	29,600円
⑤ 所得割課税額 169,000円未満	44,500円	43,900円
⑥ 所得割課税額 301,000円未満	61,000円	60,100円
⑦ 所得割課税額 397,000円未満	80,000円	78,800円
⑧ 所得割課税額 397,000円以上	104,000円	102,400円

## 2 新制度における本市の利用者負担の基本的考え方

### (1) 利用者負担は応能負担とします。

1号認定子どもの利用者負担は、新たな料金体系を設定することとされており、利用者負担の国基準（案）が現行の利用者負担と就園奨励費補助金を考慮し設定していることから、本市においても、利用者負担の国基準（案）を踏まえて、応能負担の保育料を設定します。（公立の1号認定こどもの利用者負担は除く）

また、2号・3号認定子どもの利用者負担は、保育標準時間について現行の徴収金基準額が示されており、現行の水準を基本に設定します。

### (2) 階層区分の税額を市民税額とします。

利用者負担の国基準（案）は、市民税額に基づいた体系であることから、本市においても階層区分の税額を市民税額といたします。

### (3) 保育標準時間・短時間の区分の料金を設定します。

利用者負担の国基準（案）は、保育の利用時間に応じて、料金表を設定しています。

保育短時間の利用者は、保育標準時間の利用者と比べて、低い料金設定とすることは、合理的であると考えられることから、本市においても保育標準時間・保育短時間の区分の料金を設定します。

### (4) 施設、事業を問わず、認定区分ごとの同一の料金表を適用します。

国が定める水準は、1号認定、2・3号認定それぞれにおいて施設・事業の種類を問わず、同一の水準とされていることから、本市においても国の考え方を踏まえ、同一の料金表を適用します。